

○財務省告示第十五号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十九年十二月二十六日に発行した利付国債  
の発行条件等を次のとおり告示する。  
平成三十年一月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第三百二十八回、第三百二十九回、第三百三十回及び第三百三十三回）、利付国庫債券（二十年）（第六十一回、第六十二回、第六十三回、第六十四回、第七十二回及び第七十三回）及び利付国庫債券（三十年）（第四回）特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
二	発行の根拠	発行の根拠
三	法律及びその条項及びその適用等	法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
五	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

六	発行額	額面金額で五千四百九十五億円 内訳（別表のとおり）
七	払込金額	六千五百五十億三千七百八十八万六千円
八	最低額面金額	五万円
九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十	発行日	平成二十九年十二月二十六日
十一	発行価格	発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額
十二	利率	（別表のとおり）
十三	経過利率	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。
十四	利子	各発行対象国債の額面利率の／各発行対象国債の利率／子に総額×各発行対象国債の前号過支規程に定める発行日／365
		第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を、支払期とし、各支払期において、

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \left( \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}$$

（第十回） （第三年） （百三十） 利付国庫債券	（第九回） （第三年） （百二十） 利付国庫債券	（第八回） （第三年） （百二十） 利付国庫債券	名称及び記号
○・八%	○・八%	○・六%	利率（年）
平成九年三月二十五日	平成六年三月二十五日	平成三年三月二十五日	償還期限
五百八十三億円	三百八十四億円	九十五億円	（発行額） （額面金額）

（別表）

十五	償還期限	（別表のとおり）
十六	償還金額	額面金額百円につき百円
十七	入札の基	銘柄毎の基準利回は、平成二十年十二月二十二日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとす
十八	元利金支	日本銀行
十九	払場所参加	財務大臣から通知を受けた者
二十	払込期日	平成二十九年十二月二十六日

次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times \text{利率}}{100 \times 1 + \frac{\text{利率}^2}{2}}$$

（別表のとおり）

（利付第三十四回国庫債券）	（利付第二十七回国庫債券）	（利付第二十七回国庫債券）	（利付第二十六回国庫債券）	（利付第二十六回国庫債券）	（利付第二十六回国庫債券）	（利付第二十六回国庫債券）	（利付第三十回国庫債券）
二・九%	二〇%	二・一%	一・九%	一・八%	〇・八%	一・〇%	〇・六%
十年平均 日十成 一四月十二	十年平均 日十成 二三月十二六	日年平均 九成 三月二十六	日年平均 九成 三月二十五	日年平均 六成 三月二十五	日年平均 六成 三月二十五	日年平均 三成 三月二十五	日年平均 三成 三月二十六
億五 円百 五十一	十五 億 円	八 億 円	円二 千七 百億	億七 円百 四十四	億三 円百 三十五	四 十五 億 円	三 十五 億 円